

香川県子どもの貧困対策推進計画における
指標の状況 及び 施策の実施状況について

平成 28 年 7 月

香 川 県

目 次

1	子どもの貧困を取り巻く現状（最新データ）	1
2	子どもの貧困に関する指標の状況	9
3	平成27年度 施策の実施状況及び今後の展開	14

1 子どもの貧困を取り巻く現状（最新データ）

I 子どもの貧困に関する現状

(1) 子どもの貧困率について

最新のデータに変更はありません。

貧困率の推移（全国）

	平成 12 年	平成 15 年	平成 18 年	平成 21 年	平成 24 年
相対的貧困率 (%)	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1
子どもの貧困率 (%)	14.5	13.7	14.2	15.7	16.3
子どもがいる現役世帯の貧困率 (%)	13.1	12.5	12.2	14.6	15.1
大人が 1 人 (%)	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6
大人が 2 人以上 (%)	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4
貧困線（万円）	137	130	127	125	122

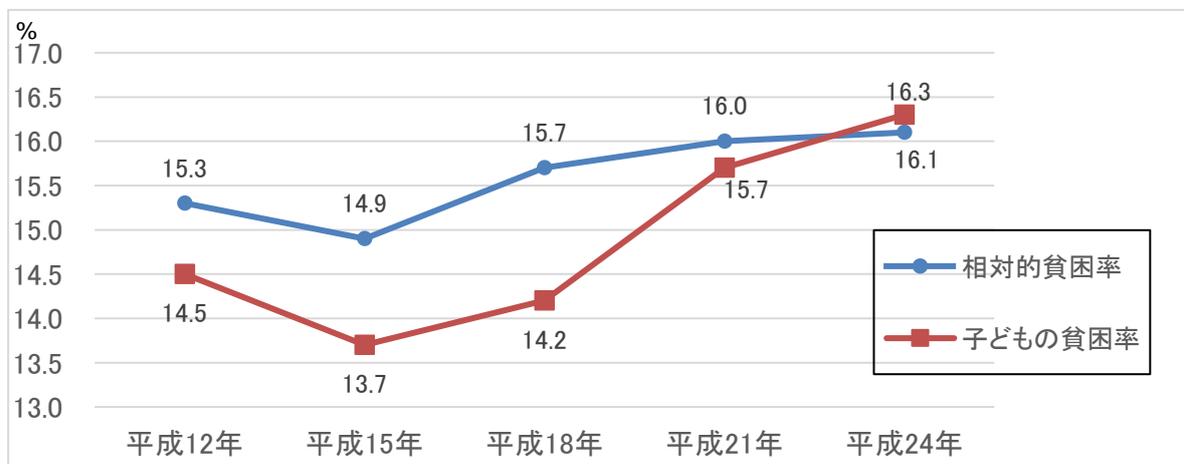
厚生労働省「国民生活基礎調査」

※相対的貧困率：等価可処分所得が貧困線に満たない世帯員の割合。

※子どもがいる現役世帯の貧困率：現役世帯に属する世帯員全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない世帯の世帯員の割合。

※大人とは 18 歳以上の者、子どもは 17 歳以下の者をいう。

貧困率の推移（全国）



厚生労働省「国民生活基礎調査」

(2) 生活保護世帯について

県内の生活保護世帯数は 8,000 世帯を超えており、生活保護世帯の子どもの数は平成 26 年度が 1,502 人です。香川県全体の子どもの数に占める生活保護世帯における子どもの割合は、平成 26 年度が 9.7%となっています。

被保護世帯数等の推移（香川県）

		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
被保護世帯数		7,295	7,842	8,172	8,339	8,411	8,443	8,389
被保護世帯人員（人）		10,383	11,097	11,466	11,556	11,507	11,415	11,163
保護率（%）		10.38	11.14	11.55	11.68	11.68	11.64	11.42
割合（%） 生活保護世帯における子どもの数（人） ・	0～5 歳	380	438	427	408	369	346	集計中 8 月末頃
	6～11 歳	572	612	583	581	518	502	
	12～14 歳	378	413	407	351	352	286	
	15～17 歳	354	386	404	427	402	368	
	合計	1,684	1,849	1,821	1,767	1,641	1,502	
	割合	10.3	11.6	11.5	11.2	10.5	9.7	

厚生労働省「被保護者調査」

※被保護世帯数および被保護世帯人員は、年度計を 12 で除したものを小数点以下で四捨五入したものである。

※保護率は、年度計を 12 で除したものを小数点以下第 3 位で四捨五入したものである。

※生活保護世帯における子どもの数は、各年 7 月末日現在の数値。生活保護世帯における子どもの割合の分母は、10 月 1 日現在の香川県全体の子どもの数（17 歳以下の人数）。

※「%（パーミル）」は、千分率を表す単位。1% = 1/1000 = 0.1%

(3) 社会的養護を要する児童について

保護者による適切な養護が受けられない場合は、児童養護施設等での養育となります。社会的養護を要する児童数は、過去数年は 200 人程度で推移しています。

児童養護施設等（児童養護施設、乳児院）措置児童数（県外施設を含む）は、過去数年は 150 人～170 人程度で推移しています。里親等（里親、ファミリーホーム）委託児童数は、平成 27 年度が 41 人となっています。相談の内容は、家庭環境、虐待が多くなっています。

施設入所・里親委託の状況（香川県）

入所（委託） 措置児童数	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
乳児院（人）	21	16	22	18	22	20	21
児童養護施設（人）	156	147	148	149	139	132	133
里親委託（人） （ファミリーホーム委託を含む）	29	31	33	34	39	43	41
計	206	194	203	201	200	195	195

香川県子育て支援課

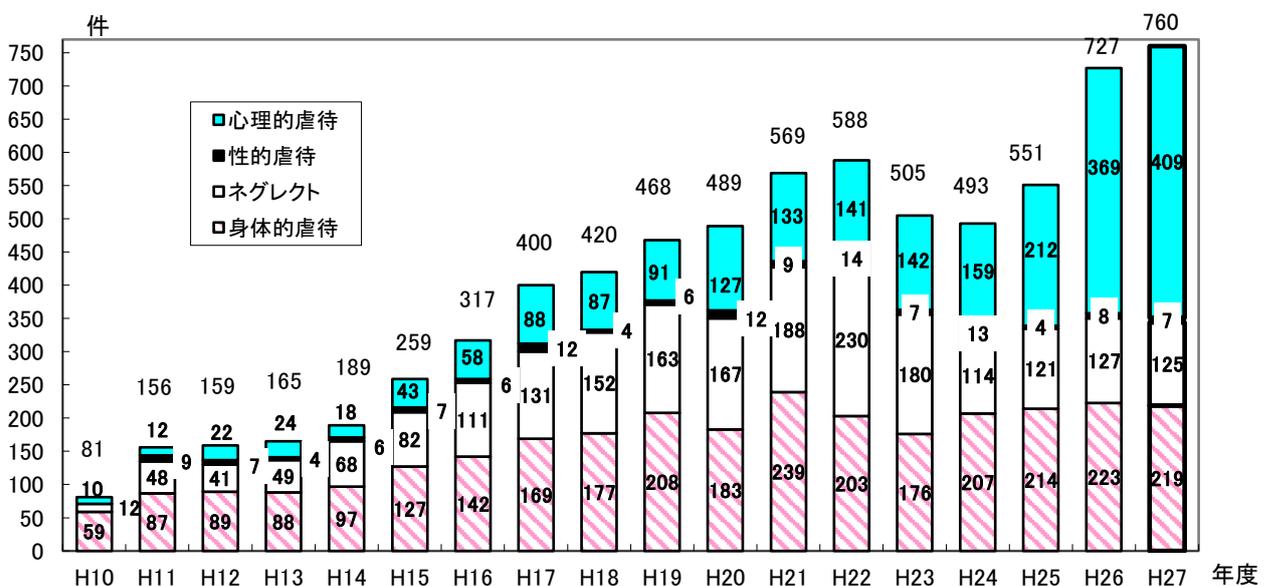
養護相談の発生要因と対応状況（平成26年度～）

		保護者の家出	保護者の死亡	離婚	保護者の傷病	虐待	家族環境	その他	計
児童福祉施設 に入所（人）	H26年度			1	5	22	29		60
	H27年度		1		4	30	23		58
里親委託（人）	H26年度		3	1		3	8		15
	H27年度		1		1	1	2		5

香川県子ども女性相談センター

※発生要因は施設入所・里親委託時点のもの

児童相談所の児童虐待対応件数（香川県）



香川県子育て支援課

(4) 生活保護世帯・児童養護施設の子どもの進学率・就職率について

中学校卒業者の高等学校等進学率は県全体で約 98%となっており、ほとんどの子どもは高等学校等に進学します。高等学校等卒業者の大学等進学率は約 51%、就職率は約 20%です。

生活保護世帯や児童養護施設の子どもの高等学校等進学率および大学等進学率は、県全体と比べると低く、また、就職率は高い割合となっています。

中学校・高等学校等卒業後の進学率・就職率（香川県・全国）

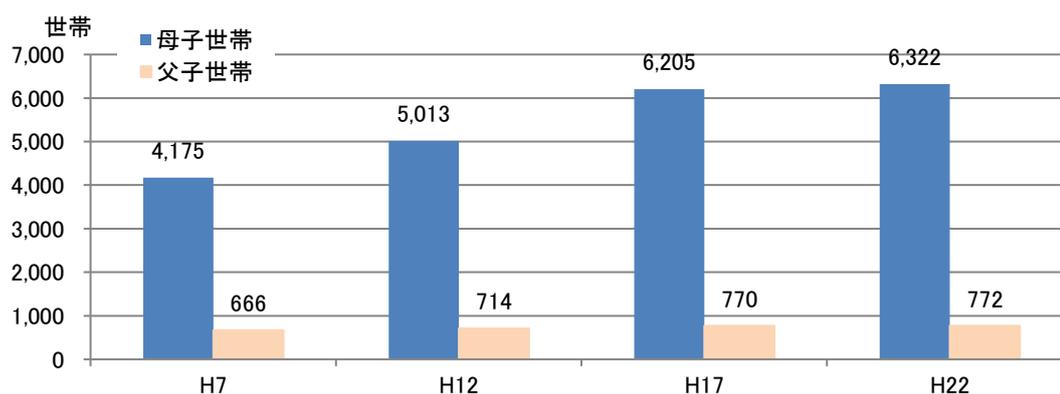
	香川県（平成 27 年度）			全 国（平成 26 年度）		
	生活保護世帯	児童養護施設		生活保護世帯	児童養護施設	
中学校卒業後						
高等学校等進学率 (%)	97.9	84.3	87.5	98.4	91.1	97.2
就職率 (%)	0.9	1.9	0.0	0.4	2.0	1.3
高等学校等卒業後						
大学等進学率 (%)	51.1	25.6	0.0	53.8	31.7	22.6
就職率 (%)	20.1	55.8	100.0	17.5	43.6	70.9

文部科学省「学校基本調査報告書」、厚生労働省「就労支援等の状況調査」、香川県子育て支援課

(5) ひとり親家庭について

① ひとり親世帯数の推移

最新のデータに変更はありません。



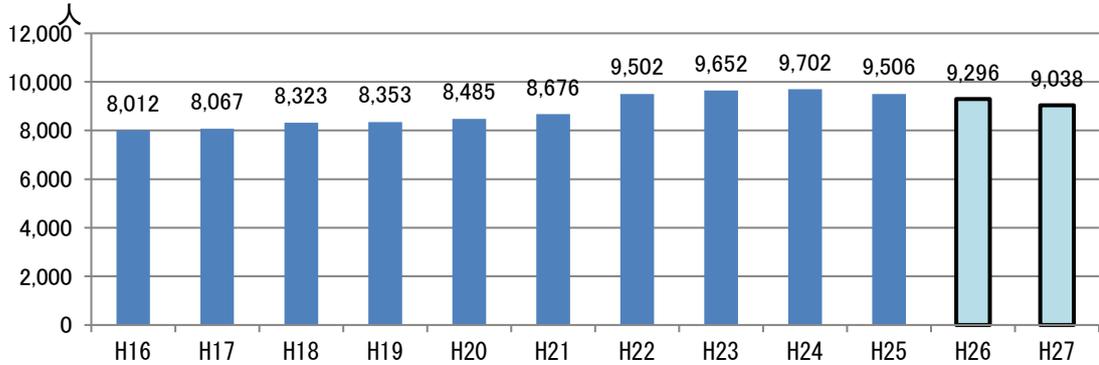
総務省「国勢調査」

※ひとり親家庭（世帯）：配偶者のいない女子または配偶者のいない男子とその扶養を受けている児童（満 20 歳未満であって、未婚の者）で構成されている家庭

② 児童扶養手当受給者数の推移

本県の児童扶養手当受給者数は、平成27年度では9,038人となっています。

児童扶養手当受給者数の推移（香川県）



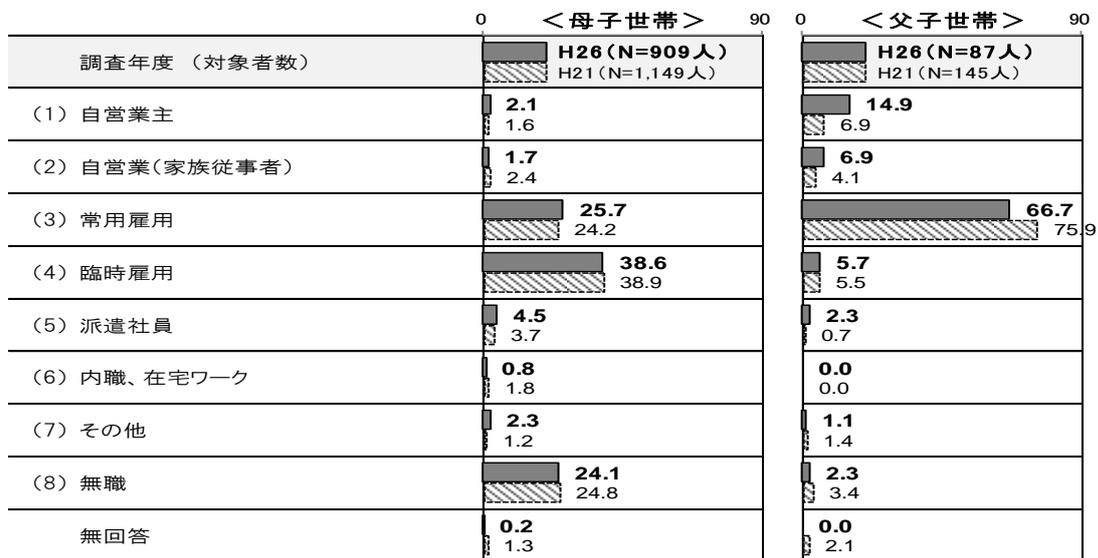
厚生労働省「福祉行政報告例」

※平成22年6月に児童扶養手当法が一部改正され、平成22年8月分から父子家庭にも支給開始。

③ ひとり親家庭の就業状況

最新のデータに変更はありません。

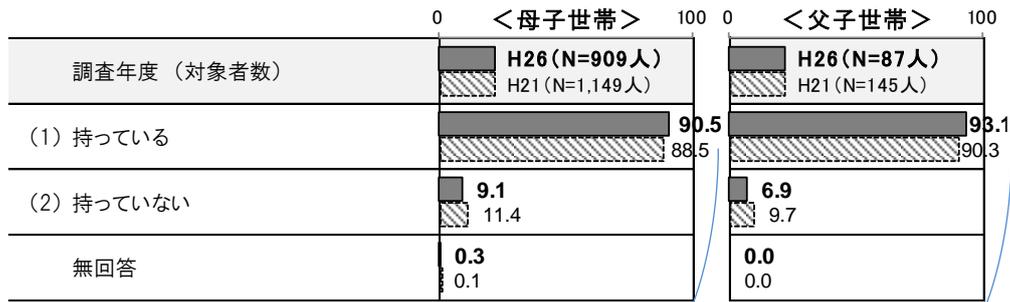
ひとり親家庭となった当時の就業形態（香川県）



グラフ単位：(%)

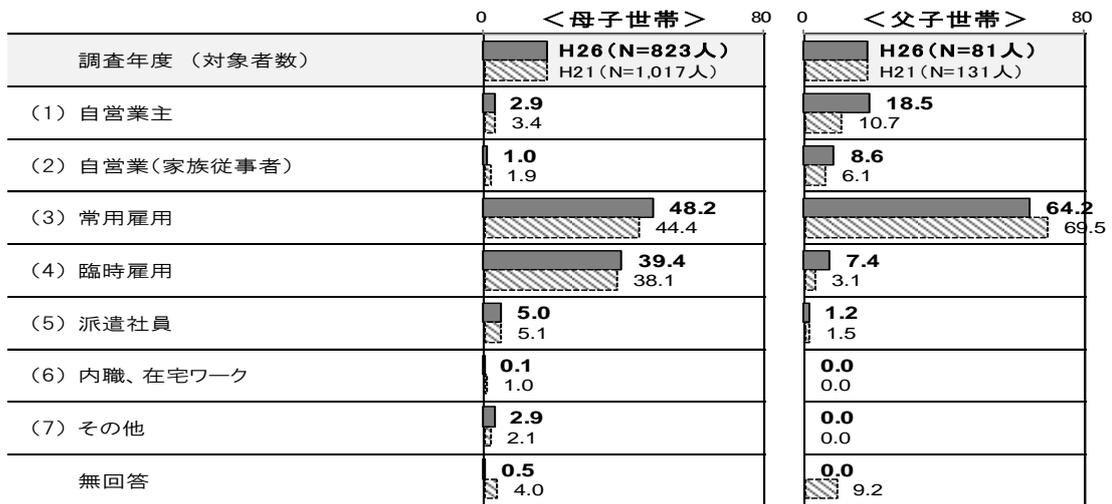
「香川県ひとり親家庭等実態調査」（平成26年8月1日）

調査時点で仕事を持っている・持っていない（香川県）



グラフ単位：(%)
「香川県ひとり親家庭等実態調査」（平成 26 年 8 月 1 日）

調査時点での就業形態（香川県）

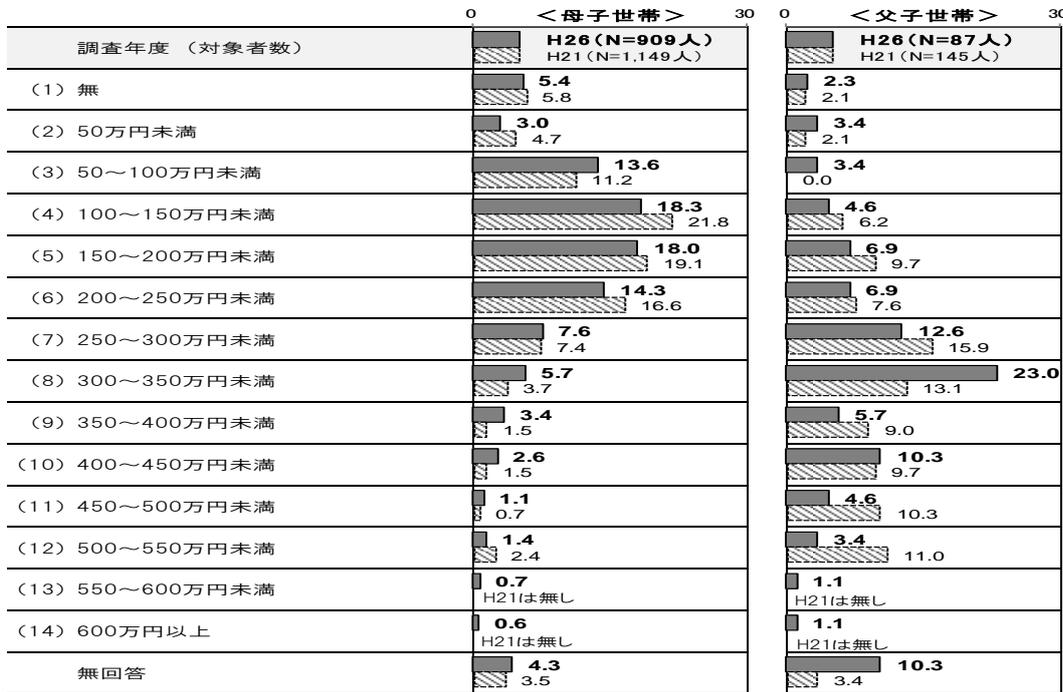


グラフ単位：(%)
「香川県ひとり親家庭等実態調査」（平成 26 年 8 月 1 日）

④ ひとり親家庭の世帯収入

最新のデータに変更はありません。

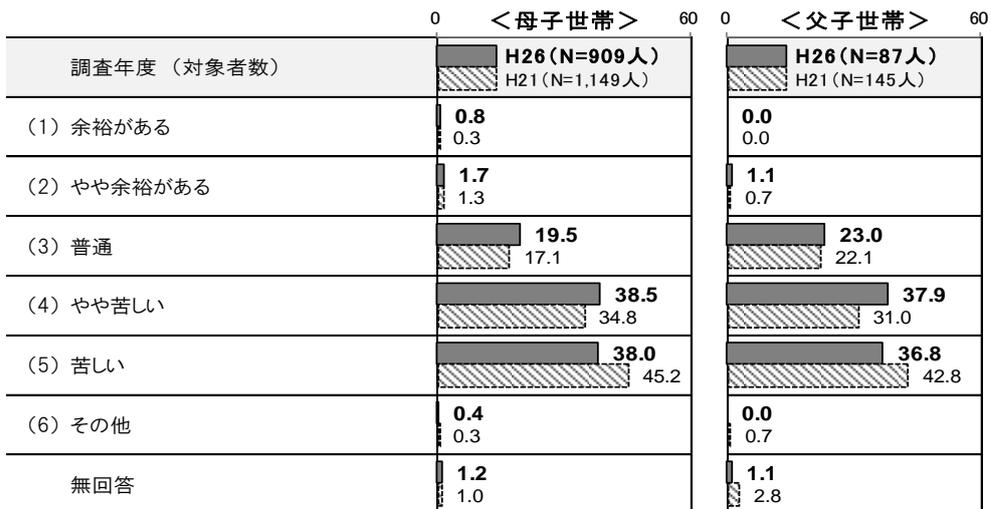
ひとり親家庭の世帯収入



グラフ単位：(%)

「香川県ひとり親家庭等実態調査」(平成26年8月1日)

ひとり親家庭の生活状況



グラフ単位：(%)

「香川県ひとり親家庭等実態調査」(平成26年8月1日)

(6) 就学援助を受けている子どもについて

就学援助を受けた児童生徒の数は、平成25年度は10,818人で全児童生徒数に占める割合は13.50%であり、平成20年度の11.42%から上昇しています。

		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
就学援助を受けた児童生徒数(人)	香川県	9,474	9,943	10,304	10,637	10,783	10,818
	全 国	1,436,161	1,488,113	1,551,083	1,567,831	1,552,023	1,514,515
就学援助率 (%)	香川県	11.42	11.97	12.55	13.00	13.31	13.50
	全 国	13.93	14.51	15.28	15.58	15.64	15.42

文部科学省「就学援助実施状況調査」

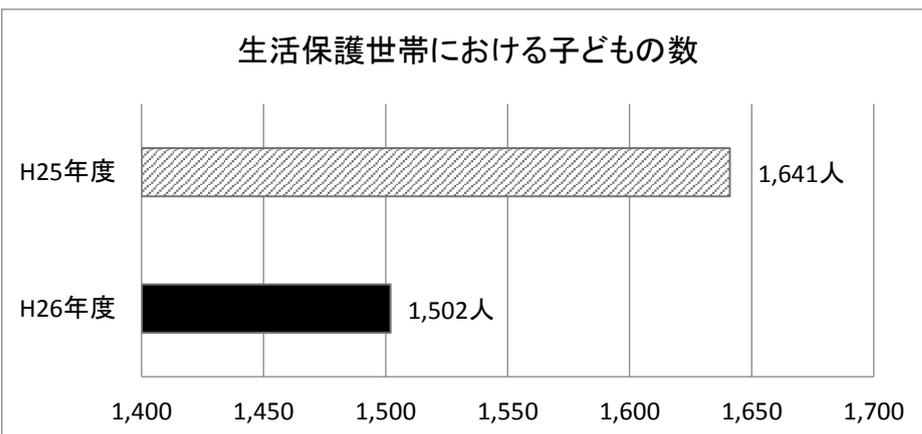
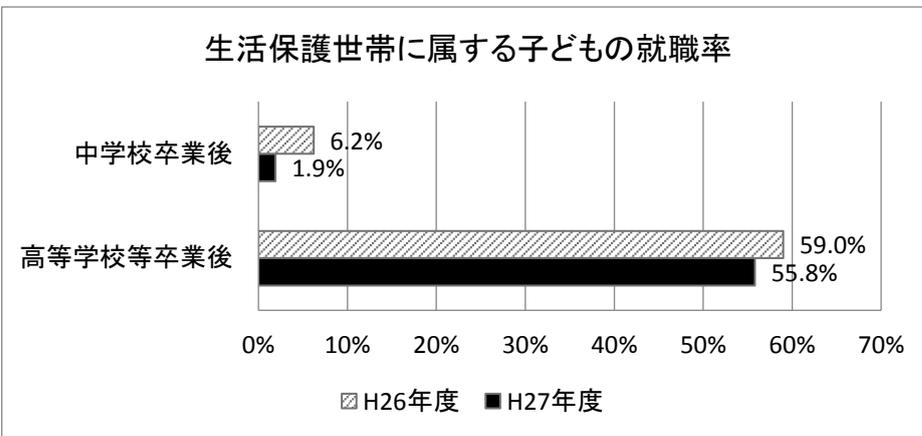
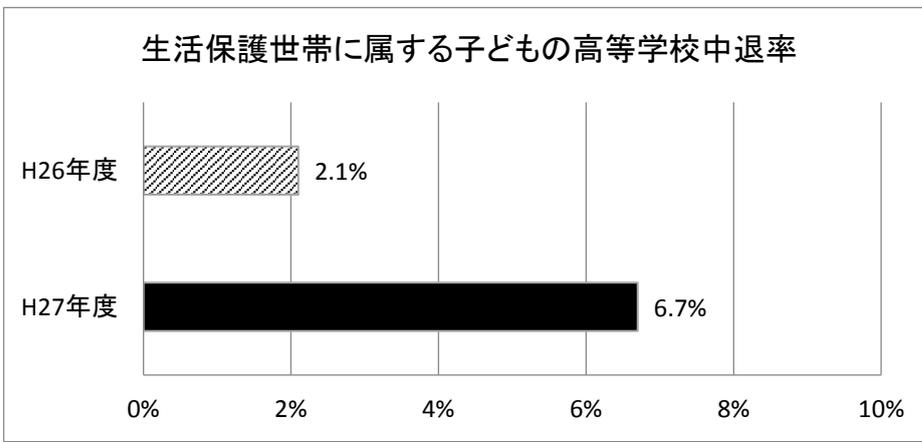
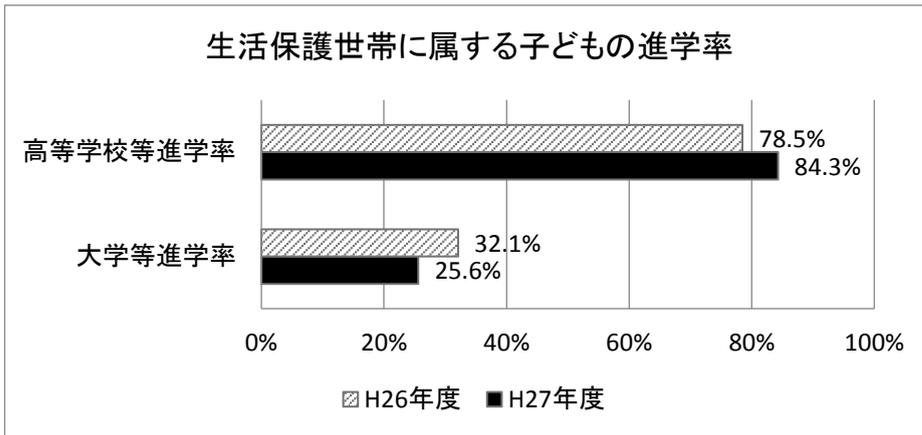
2 子どもの貧困に関する指標の状況

No.	指 標	香川県		(参考)全国	
		基準値 (H26年度)	H27年度	基準値 (H26年度)	H27年度
(1) 生活保護世帯の子どもに関する指標					
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	78.5%	84.3%	91.1%	
	全日制	61.5%	59.3%	66.3%	
	定時制	3.1%	4.6%	12.1%	
	通信制	5.4%	9.3%	5.2%	
	中等教育学校後期課程	0.0%	0.0%	0.1%	
	特別支援学校高等部	8.5%	10.2%	5.9%	
	高等専門学校	0.0%	0.9%	0.5%	
	専修学校の高等課程	0.0%	0.0%	0.9%	
2	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	2.1%	6.7%	4.9%	
3	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	32.1%	25.6%	31.7%	
	大学等	21.8%	15.1%	18.5%	
	専修学校等	10.3%	10.5%	13.2%	
4	生活保護世帯に属する子どもの就職率 (中学校卒業後)	6.2%	1.9%	2.0%	
5	生活保護世帯に属する子どもの就職率 (高等学校等卒業後)	59.0%	55.8%	43.6%	
6	生活保護世帯における子どもの数	H25年度 1,641人	H26年度 1,502人	H25年度 277,704人	H26年度 256,750人
	生活保護世帯における子どもの割合	H25年度 10.5%	H26年度 9.7%	H25年度 13.9%	H26年度 13.0%
(2) 児童養護施設の子どものに関する指標					
7	児童養護施設の子どもの高等学校等進学率	87.5%	87.5%	97.2%	97.0%
	高等学校等	87.5%	87.5%	95.4%	95.2%
	専修学校等	0.0%	0.0%	1.8%	1.8%
8	児童養護施設の子どもの大学等進学率	14.3%	0.0%	22.6%	23.3%
	大学等	14.3%	0.0%	11.4%	11.1%
	専修学校等	0.0%	0.0%	11.2%	12.2%
9	児童養護施設の子どもの就職率 (中学校卒業後)	12.5%	0.0%	1.3%	1.8%
10	児童養護施設の子どもの就職率 (高等学校等卒業後)	85.7%	100.0%	70.9%	70.4%

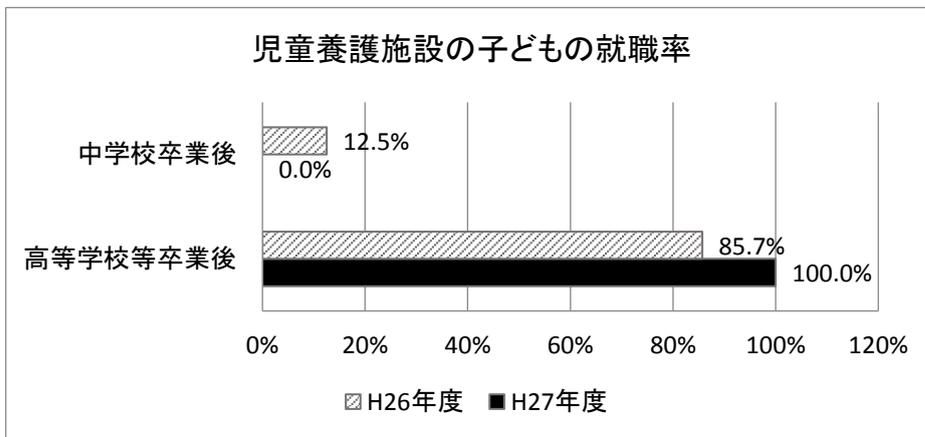
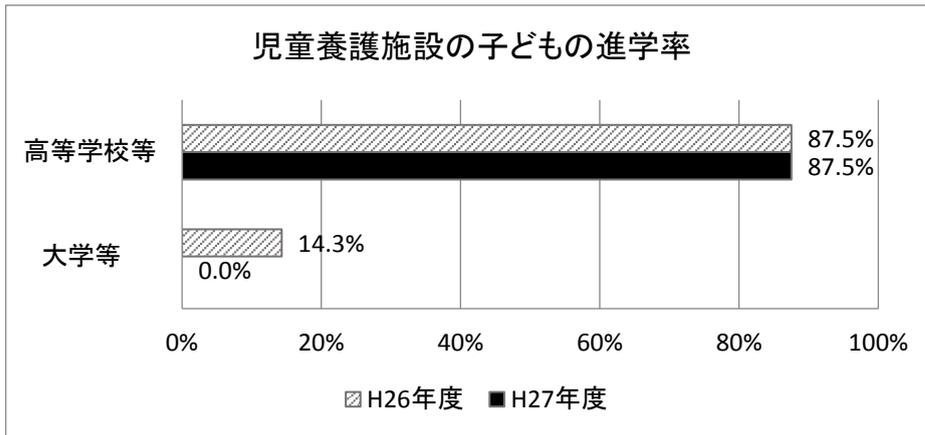
No.	指 標	香川県		(参考)全国					
		基準値 (H26年度)	H27年度	基準値 (H25年度)	H26年度				
(3) ひとり親家庭の子どもに関する指標									
11	ひとり親家庭の親の就業率 (母子家庭)	90.5%		H23年度	80.6%				
	常用雇用	48.2%		H23年度	39.4%				
	臨時雇用	39.4%		H23年度	47.4%				
	※ 全国の常用雇用欄は、正規の職員・従業員数。 ※ 全国の臨時雇用欄は、パート・アルバイト等数。								
12	ひとり親家庭の親の就業率 (父子家庭)	93.1%		H23年度	91.3%				
	常用雇用	64.2%		H23年度	67.2%				
	臨時雇用	7.4%		H23年度	8.0%				
	※ 全国の常用雇用欄は、正規の職員・従業員数。 ※ 全国の臨時雇用欄は、パート・アルバイト等数。								
13	児童扶養手当の受給資格者数	9,506人	9,296人	1,073,790人	1,058,231				
	児童扶養手当の受給児童数	14,578人	14,221人	1,620,606人	1,595,108				
	児童扶養手当の受給児童数の割合	8.7%	8.6%	7.6%	7.5%				
	※ 全国の児童数は、1世帯6人以上の児童がいる家庭は、6人として計算。								
(4) 就学支援に関する指標									
14	スクールソーシャルワーカーの配置人数	29人	40人	H25年度	1,008人	1,466人			
15	スクールカウンセラーの配置率 (小学校)	100.0%	100.0%	H25年度	49.2%	56.9%			
16	スクールカウンセラーの配置率 (中学校)	100.0%	100.0%	H25年度	85.9%	87.1%			
17	毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	H25年度	27.8%	H26年度	27.8%	H25年度	61.9%		
18	入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合	H25年度	55.6%	H26年度	50.0%	H25年度	61.0%		
19	就学援助を受けている児童生徒の数 (※要保護及び準要保護児童生徒数)	H24年度	10,783人	H25年度	10,818人	H24年度	1,552,023人	H25年度	1,514,515人
	就学援助率	H24年度	13.3%	H25年度	13.5%	H24年度	15.64%	H25年度	15.42%

※ 空欄の箇所は、データが公表されていない、または調査が実施されていないものである。

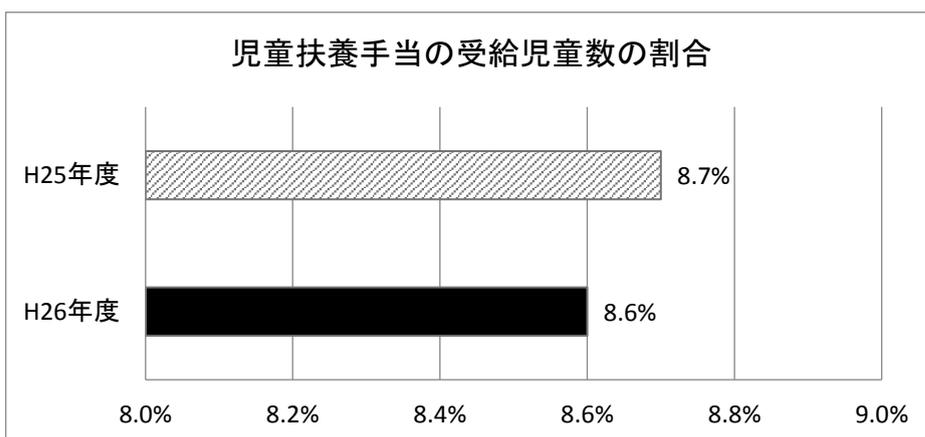
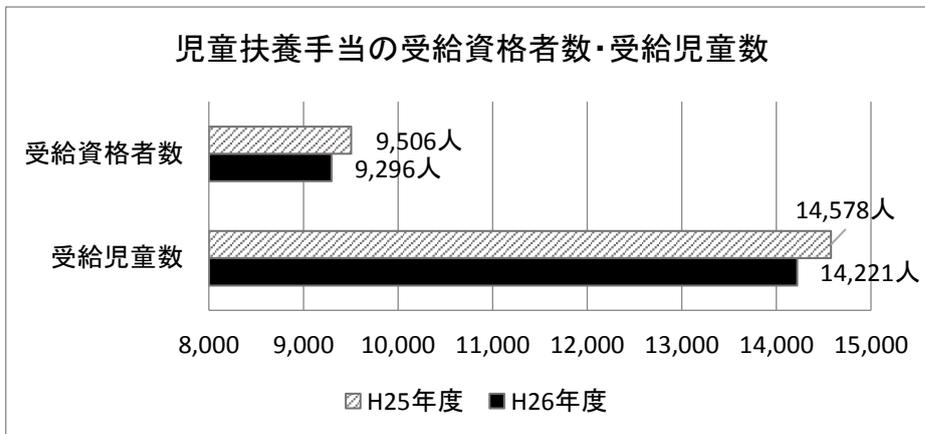
(1) 生活保護世帯の子どもに関する指標



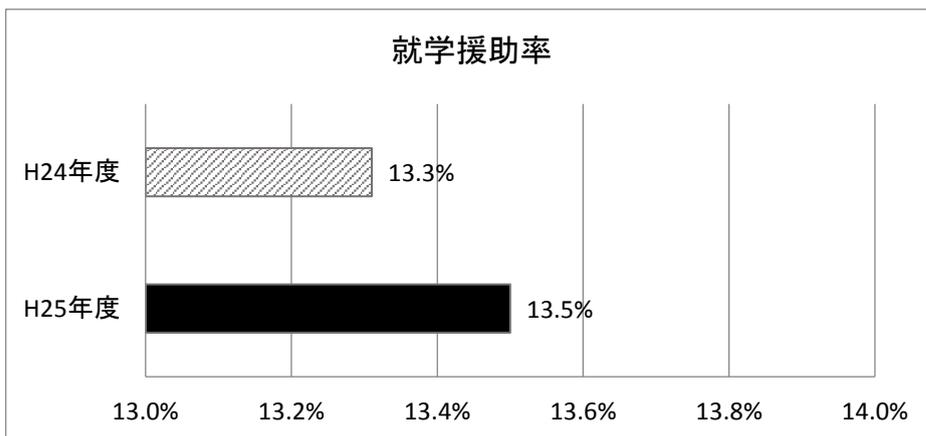
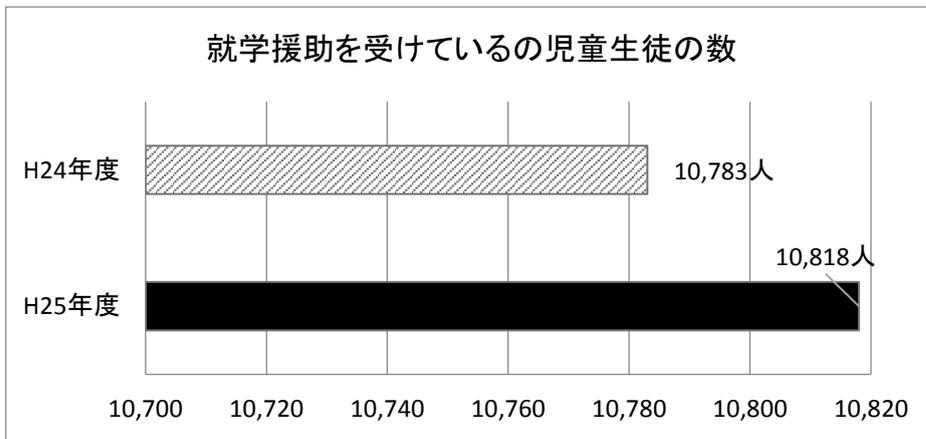
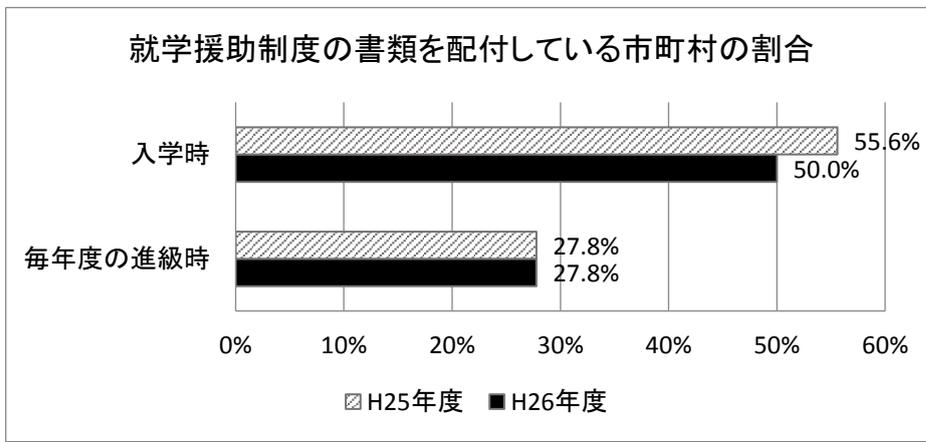
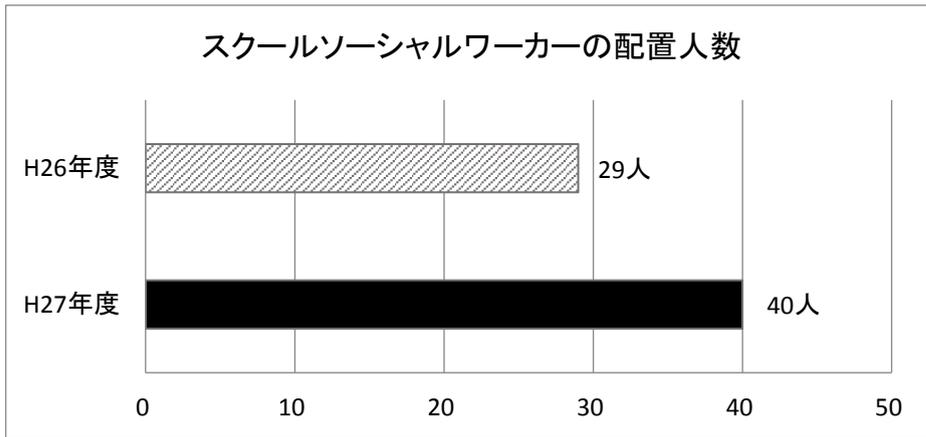
(2) 児童養護施設の子どもに関する指標



(3) ひとり親家庭の子どもに関する指標



(4) 就学支援に関する指標



3 平成27年度 施策の実施状況及び今後の展開

I 教育の支援

(1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開

(単位：千円)

主な事業名	H27 決算額	H28 当初予算額	担当課
スクールソーシャルワーカー配置促進事業	23,041	26,100	義務教育課
スクールカウンセラー派遣事業	1,943	2,216	特別支援教育課
高校中退等対策事業 スクールカウンセラー活用事業	27,993	28,691	高校教育課
高校中退等対策事業 スクールソーシャルワーカー活用事業	12,053	13,069	高校教育課
放課後子供教室推進事業	17,993	29,574	生涯学習・文化財課
地域土曜スクール推進モデル事業	1,142	1,946	生涯学習・文化財課
中学校区学力向上総合推進事業	4,000	3,700	人権・同和教育課
キャリア教育充実事業	13,829	12,389	高校教育課
高校進学等支援事業	5,638	7,540	健康福祉総務課

主な事業の実施状況

① 学校教育による学力保障

- 香川型指導体制として、小学校1～4年生に加え、新たに中学校1年生でも35人以下学級を実施するとともに、小学校基本4教科、中学校基本5教科について、学校が実情に応じて実施教科の選択や指導形態の工夫を行うなど弾力的で効果的な少人数指導等を実施した。
- 中学生を対象とした集団宿泊学習を県内すべての公立中学校で実施し、体験活動の機会の充実に努めたほか、「いじめ・不登校・暴力行為の未然防止事業（心の交流事業）」を実施し、児童生徒の自尊意識や自己有用感の向上に努めた。
- 中学校を卒業し高校に進学した先輩からのメッセージを聞くことで、進学に対する意欲を高め、充実した中学校生活を過ごす契機とした。

② 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携

- 心の問題を抱える子どもたちや障害のある子どもたち及び保護者の悩みなどに対応するため、すべての公立小・中学校及び県立学校（小学校 165 校、中学校 68 校、高校 31 校、特別支援学校 8 校）にスクールカウンセラーを配置し教育相談を実施した。
- 市町教育委員会がスクールソーシャルワーカーを小・中学校に派遣するための経費の一部を、国の補助事業を活用して県が補助することにより、スクールソーシャルワーカーの配置を促進するとともに、県立学校への配置も行った。

③ 地域による学習支援

- 放課後子供教室を 6 市 8 町 87 教室で実施した。
- 地域土曜スクール推進モデル事業として、2 市 1 町において、英会話教室や補充学習など 16 活動を実施した。
- 児童生徒対象の学習会や保護者会、読み聞かせの会等を実施するとともに、クリスマス会などの行事を文化センター等が中心となって企画・運営し、幼児児童生徒と保護者、教員が共に交流することを通して、互いの絆を強めコミュニケーション力を育成した。
- 教育課題を有する中学校区（県内 6 地域）を対象に、関係機関が連携を図るため、推進会議を開催し、打ち合わせや情報交換を行った。

④ 高等学校等における就学継続のための支援

- 次代の香川を担う人材育成を目的として、企業関係者等が高校 2 校を訪問し、各高校の取組みについて指導助言する香川県次代の担い手育成コンソーシアムを開催することにより、高校におけるキャリア教育の改善・充実を図った。
- 望ましい勤労観や職業観の育成が図れるよう、企業等で就業体験を行うインターンシップをすべての県立高校 31 校で実施した。また、生徒の企業や仕事内容に対する理解を深め、就職した後の定着率の向上に資するため、3 年生の就職希望者を対象に就職応募前に職場見学会を実施し、149 人が 11 社を訪問した。
- 県立高校 29 校の各教科・科目等の授業において、優れた技術を持つプロによる指導を受けることにより、企業等で即戦力となる技術を身に付けさせるとともに、勤労観・職業観をはぐくむよう実施した。
- ジョブ・サポート・ティーチャー 9 人を兼務方式で 19 校に配置し、生徒の就職支援を積極的に行った結果、公立高校の就職内定率は 99.1%と高い水準を維持できた。
- 生活保護世帯を含む生活困窮世帯の高校生 5 人及びその保護者を対象に、定期的に家庭訪問を実施し、高校就学の定着と卒業後の進路を主体的に考えていけるよう支援を行った。

課題と今後の展開

① 学校教育による学力保障

- ・ 香川型指導体制の検証・改善に努めながら、より効果的な指導体制の実現を図る。

② 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携

- ・ いじめ・不登校等の対策として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど外部専門家の導入効果が見られるため、校内連携、外部機関との連携をさらに進めつつ、学校の教育相談体制の一層の充実を図る。また、市町のスクールソーシャルワーカーの資質向上に向け、県のスクールソーシャルワーカー等をスーパーバイザーとして市町に派遣する。

③ 地域による学習支援

- ・ 放課後などの安全・安心な子どもの居場所づくりとしては、おおむね順調に実施できたが、国が策定した「放課後子ども総合プラン」において、放課後子供教室と放課後児童クラブの計画的な整備推進等の方針が示されていることから、今後も、放課後子供教室の実施の拡大や放課後児童クラブとの連携を図っていく。
- ・ 地域土曜スクール推進モデル事業については、今後の実施拡大に努める。
- ・ 家庭で自主学習ができる学習習慣の定着が大切であることから、家庭に帰ってからの学習課題を与えるとともに、その状況をチェックするなどのシステム構築のため、保護者と連携を取りながら、学力向上、進路指導の充実を図る。
- ・ 児童生徒の進路保障を考えた際、家庭基盤の安定が不可欠であるが、不安定な家庭が多いのが現状であることから、教育関係者だけでなく、福祉部局との連携の充実を図る必要がある。

④ 高等学校等における就学継続のための支援

- ・ ジョブ・サポート・ティーチャーの配置等により、公立高校の就職内定率は高い水準を維持できており、活用を図っていく。
- ・ 就職を希望する県内高校生の内定率は高くなっているが、新規学卒就職者の早期離職を防止するために、職業観や勤労観を育成するとともに、就職指導の改善を図り、職場定着に向けたサポートを一層推進する。
- ・ 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮世帯などの高校生やその保護者に対し、支援員が定期的に家庭を訪問するなど、就学の継続に向けた支援を実施する。

(2) 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育に係る経済的負担の軽減および幼児教育の質の向上

(単位：千円)

主な事業名	H27 決算額	H28 当初予算額	担当課
第3子以降保育料等免除事業	139,940	293,000	子育て支援課

主な事業名	H27 決算額	H28 当初予算額	担当課
⑨ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	—	1,020	子育て支援課

主な事業の実施状況

- ・ 保育所に入所する第3子以降で3歳未満児の保育料を免除する市町に対し補助を行った。
- ・ 幼児期から児童期の子どもによりよい発達を推進するため、啓発リーフレットを配布し、幼稚園・小学校の教員と家庭に、幼児や児童との望ましいかかわり方を啓発した。

課題と今後の展開

- ・ 子どもを3人以上養育している世帯に属する第3子以降の保育所等への入所児童のうち、3歳未満児の利用料については全額免除し、3歳以上児の利用料については、所得に応じて減免することにより、多子世帯の子育てに係る経済的負担の軽減を図る「第3子以降保育料等免除事業」を実施する。
- ・ 幼稚園、保育所、こども園、小学校が、教育課題について共通認識を持つことが必要であるため、これらの教職員を対象に、課題等に対応した研修会を実施するなど、幼児期の教育と小学校教育との連携の充実を図る。

- ⑩ 低所得で生計が困難な世帯の子どもが、保育等の提供を受けた場合において、日用品や文房具など保育所等で必要な物品の購入に係る費用や行事に参加するための費用等の一部を助成する。

(3) 就学支援の充実

(単位：千円)

主な事業名	H27 決算額	H28 当初予算額	担当課
奨学のための給付金事業	155,050	289,634	高校教育課、 総務学事課
高等学校等就学支援金交付事業	2,274,758	2,972,201	高校教育課、 総務学事課
高等学校等奨学金事業	357,617	380,900	高校教育課、 総務学事課
定時制通信制在学生修学資金貸付事業	3,500	5,530	高校教育課、 総務学事課
定時制通信制教科書等給与事業	1,823	1,680	高校教育課
私立高等学校授業料軽減補助事業	109,125	123,302	総務学事課
勤労者福祉資金融資事業	171,358	410,000	労働政策課

主な事業名	H27 決算額	H28 当初予算額	担当課
特別支援教育就学奨励費	134,102	169,715	特別支援教育課
スクールカウンセラー派遣事業【再掲】	1,943	2,216	特別支援教育課

主な事業の実施状況

① 義務教育段階の就学支援の充実

- ・ 市町の就学援助事業の充実に役立つ情報を提供した。
- ・ 中学校が集団宿泊学習を実施する際、要保護・準要保護児童生徒の経費の半分を市町に補助した。

② 奨学のための給付金などによる経済的負担の軽減

- ・ 奨学のための給付金事業により、2,231 人の高等学校の生徒に奨学のための給付金を支給し、授業料以外の教育費負担軽減を図った。
- ・ 高等学校等就学支援金交付事業により、18,121 人の高等学校の生徒に高等学校等就学支援金を支給し、保護者の負担軽減を図った。
- ・ 高等学校等奨学金事業により、1,322 人の経済的な理由で修学が困難な高校生等に貸付を行い、有為な人材の育成を図った。
- ・ 定時制通信制在学学生修学資金貸付事業により、21 人の勤労青少年に修学資金を貸し付け、224 人に教科書学習書を給与して支援を行った。
- ・ 低所得世帯等の私立高校の授業料を減免する学校法人に対して補助金を支給した。
- ・ 四国労働金庫との協調により、教育資金 198,571 千円の融資を行った。

③ 特別支援教育に関する支援の充実

- ・ 障害のある幼児児童生徒や保護者の抱える悩みなどに対応するため、特別支援学校に臨床心理士などのスクールカウンセラーを 5 人配置し、幼児児童生徒や保護者の相談に応じた。
- ・ 特別支援学校に就学する幼児児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費により就学のために必要な経費の一部を支給した。

課題と今後の展開

① 義務教育段階の就学支援の充実

- ・ 市町の就学援助制度の周知の徹底や、スクールソーシャルワーカーや関係機関と連携した取組の促進を図る。

② 奨学のための給付金などによる経済的負担の軽減

- ・ 全ての意志ある高校生が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、非課税世帯などに対し、奨学のための給付金を支給する。

- ・ 低所得者世帯の高校生に対し、高等学校等就学支援金を支給し、保護者等の負担軽減を図っていく。また、学資の支弁が著しく困難であると認められる生徒に対して、授業料の減免制度等により、授業料を免除する。
- ・ 経済的な理由で修学が困難な高校生等に対し、奨学金の貸付を行う。
- ・ 高等学校の定時制課程通信制課程に在学する勤労青少年に対し、修学資金を貸し付けるとともに、教科書学習書を給与する。
- ・ 勤労者の生活の安定と福祉の向上を目指し、高等学校以上の学校への入学に必要な資金および在学中に必要な資金の融資を低利率で行う。

③ 特別支援教育に関する支援の充実

- ・ 特別支援学校に臨床心理士などのスクールカウンセラーを配置し、障害のある幼児児童生徒や保護者の抱える悩みなどの相談に応じる。
- ・ 特別支援教育就学奨励費の支給により、特別支援学校に就学する幼児児童生徒の保護者の経済的負担を軽減する。

(4) 大学等進学に対する教育機会の提供

(単位：千円)

主な事業名	H27 決算額	H28 当初予算額	担当課
大学生等奨学事業	234,695	254,883	政策課
③ 奨学金を活用した大学生等の地方定着促進事業	500	1,188	政策課
保育学生修学支援事業	8,322	17,427	子育て支援課
勤労者福祉資金融資事業【再掲】	171,358	410,000	労働政策課
生活福祉資金貸付事業	9,094	8,983	健康福祉総務課
母子父子寡婦資金貸付事業	49,484	63,798	子育て支援課

主な事業の実施状況

① 大学・専門学校等での教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実

- ・ 子育てに伴う経済的負担の軽減を図るため、本県独自の奨学金制度である「香川県大学生等奨学金」の貸付を367人に対して行うとともに、平成28年度に大学等への進学を予定している者を対象とした募集、審査、選考を行い、126人を採用候補者として決定した。

- ③ 日本学生支援機構の無利子奨学金の返還を支援する制度を創設し、平成28年度に大学等への進学を予定している者を対象に募集を開始した。

- ・ 経済的理由により修学することが困難な保育士を目指す学生に対し、「保育士修学資金」の貸付を行った。
- ・ 四国労働金庫との協調により、教育資金 198,571 千円の融資を行った。【再掲】
- ・ 実施主体の香川県社会福祉協議会による生活福祉資金貸付制度の運用を支援するとともに、その制度の周知を図った。
- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金制度により、無利子で修学資金等各種生活資金 49,484 千円の貸付を行った。

課題と今後の展開

① 大学・専門学校等での教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実

- ・ 本県独自の大学生等の奨学金制度や日本学生支援機構の無利子奨学金の返還を支援する制度を実施することにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもが育てられる環境づくりに努める。
- ・ 経済的理由により修学することが困難な保育士を目指すに対し、修学資金貸付制度により修学を支援する。
- ・ 勤労者の生活の安定と福祉の向上を目指し、国公立大学・専門学校への入学に必要な資金および在学中に必要な資金の融資を低利率で行う。
- ・ 生活福祉資金貸付制度の貸付希望者が、その制度についての情報を得られるよう、広く県民に分かりやすく制度の紹介をする必要があるため、生活福祉資金貸付制度の運用を支援するとともに、その制度の周知に努める。
- ・ ひとり親家庭の親の自立や児童の健やかな育成を支援するため、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度に関する情報提供を行うとともに、貸付を実施する。

(5) 生活困窮世帯等への学習支援

(単位：千円)

主な事業名	H27 決算額	H28 当初予算額	担当課
生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業	3,166	4,234	健康福祉総務課
生活保護費教育扶助	108,444	114,277	健康福祉総務課
生活保護費生業扶助	56,092	63,805	健康福祉総務課
ひとり親家庭学習支援員派遣事業	3,156	3,632	子育て支援課

主な事業の実施状況

- ・ 生活保護法に基づき、生活保護受給者に対し、義務教育に係る教材代、学校給食費などの教育扶助を実施するとともに、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮世帯などの中学生などに対し、

学校の勉強の復習の機会を提供するなど、子どもの学びの機会の確保に努めた。

- 生活保護法に基づき、生活保護受給者に対して、高等学校等の入学料、入学考査料等の生業扶助を実施した。
- 児童養護施設などに措置・委託した児童に対して、教育用の学用品費、教材費、通学費、部活動費、学習塾費等を公費負担した。
- ひとり親家庭の児童を対象に、家庭にボランティアを派遣し、学習支援するとともに、児童などから気軽に進学相談を受けることができる、ひとり親家庭学習支援員派遣事業を、10家庭を対象に実施した。

課題と今後の展開

- 生活保護法に基づき、生活保護受給者に対し、義務教育に係る教材代、学校給食費などの教育扶助を実施するとともに、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮世帯などの中学生などに対し、学校の勉強の復習の機会を提供するなど、子どもの学びの機会の確保に努める。
- 生活保護法に基づき、生活保護受給者に対して、高等学校等の入学料、入学考査料等の生業扶助を実施する。
- 児童養護施設などに措置・委託した児童に対して、教育用の学用品費、教材費、通学費、部活動費、学習塾費等の公費負担を実施する。
- ひとり親家庭学習支援員派遣事業を実施することで、児童の学習を支援するとともに、気軽に進学相談を受けることができる環境の整備に努める。

(6) その他の教育支援

(単位：千円)

主な事業名	H27 決算額	H28 当初予算額	担当課
生活保護費教育扶助【再掲】	108,444	114,277	健康福祉総務課
放課後子供教室推進事業【再掲】	17,993	29,574	生涯学習・文化財課
児童養護措置費特別指導費加算	155	155	子育て支援課

主な事業の実施状況

① 子どもの食事・栄養状態の確保

- 生活保護法に基づき、生活保護受給者に対し、義務教育に係る学校給食費などの教育扶助を実施した。
- 「第3次かがわ食育アクションプラン」を策定し、各保育所等において作成した「食育の計画」に基づき子どもの発育及び発達過程に応じて、計画的に食育を実施し、評価・改善が行われるよう、施設の監査や研修会等を通じて指導・助言を行った。

② 多様な体験活動の機会の提供

- ・ 放課後子供教室を6市8町87教室で実施した。【再掲】
- ・ 児童養護施設においてスポーツ指導者を招き、月に1回程度軟式野球やドッジボールの指導を実施した。

課題と今後の展開

① 子どもの食事・栄養状態の確保

- ・ 生活保護法に基づき、生活保護受給者に対し、義務教育に係る学校給食費などの教育扶助を実施する。
- ・ 保育所等の設置者において栄養バランスのとれた給食を提供するだけでなく、子どもの発達段階や多様な暮らしに対応した食育を推進し、自己の健康管理能力を育てる。

② 多様な体験活動の機会の提供

- ・ 放課後などの安全・安心な子どもの居場所づくりとしては、おおむね順調に実施できたが、国が策定した「放課後子ども総合プラン」において、放課後子供教室と放課後児童クラブの計画的な整備推進等の方針が示されていることから、今後も、放課後子供教室の実施の拡大や放課後児童クラブとの連携を図っていく。【再掲】
- ・ スポーツや表現活動を行うことにより情緒を安定させ、児童養護施設の児童の自立を支援するため、専門的指導を行う特別指導を促進する。

Ⅱ 生活の支援

(1) 保護者の生活支援

(単位：千円)

主な事業名	H27 決算額	H28 当初予算額	担当課
妊娠・出産サポート事業	4,200	4,200	子育て支援課
子育て電話相談等、各種教育相談の実施	3,932	3,281	教委総務課
生活困窮者自立相談支援事業	36,576	37,500	健康福祉総務課
生活困窮者住居確保給付金交付事業	174	1,000	健康福祉総務課
生活困窮者家計相談支援事業	3,298	3,325	健康福祉総務課
生活保護費（医療扶助を除く。）	8,970,854	9,169,418	健康福祉総務課
生活保護費医療扶助	10,556,055	10,345,076	健康福祉総務課
母子家庭等自立支援給付金事業	15,080	17,273	子育て支援課
日常生活支援事業	115	66	子育て支援課
勤労者福祉資金融資事業【再掲】	171,358	410,000	労働政策課
生活・就労総合相談支援事業	13,257	13,257	労働政策課
地域子育て支援拠点事業	189,594	228,297	子育て支援課
特別保育対策事業	92,934	162,385	子育て支援課
保育士人材バンク事業	3,600	3,600	子育て支援課
保育所緊急整備事業	213,823	218,093	子育て支援課

主な事業の実施状況

① 保護者の自立支援

- ・ 妊娠や出産、子育てに関する様々な悩みや不安について気軽に相談できる「妊娠・出産サポート」を実施し、助産師等による夜間・休日の電話やメール、来所相談（相談件数 978 件）を行った。
- ・ 教育センターにおいては、平成 27 年 5 月の移転を機に、相談室やプレイルーム等の整備を行ったほか、子育て電話相談等の相談時間や来所相談日の拡充などを行った。また、相談窓口を周知するカードを子どもや保護者に配布し、家庭教育などに不安を持つ保護者に対し、電話相談や来所相談（相談件数 1,142 件）を実施した。
- ・ 生活困窮者からの各種相談に応じ、情報提供や助言、就職までのつなぎとなる住居確保給付金の支給や家計の状況を明らかにして家計管理の力を高めるための家計相談支援事業等を実施した。
- ・ 生活保護法に基づき、生活保護受給者に対し、必要な生活保護を行い、その自立に向けた援助を

行った。

- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金制度により、無利子で修学資金等各種生活資金 49,484 千円の貸付を行った。【再掲】
- ・ ひとり親家庭の親の自立を促進するため、看護師などの資格を取得するために養成機関に修学するひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進給付金 9,110 千円の支給を行った。
- ・ 県及び市の福祉事務所に配置された母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の相談（相談件数 1,927 件）に応じるとともに、助言および情報提供を行った。
また、（一財）香川県母子寡婦福祉連合会において相談事業（相談件数 21 件）を実施した。
- ・ 四国労働金庫との協調により、教育資金 198,571 千円、育児資金：2,000 千円の融資を行った。【再掲】
- ・ 子育てしながら働くことを希望する女性などマザーズコーナー利用者に対して、各市町と連携し、保育所情報の提供に係る相談を実施した。

② 保育等の確保

- ・ 地域子育て支援拠点を設置し、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施する 8 市 7 町に対して補助を行った。
- ・ 就労形態の多様化や保護者のさまざまな事情に基づく保育需要に対応するため、延長保育事業、病児・病後児保育事業、休日保育事業等を実施する市町に対し補助を行った。
- ・ 就労意欲がある潜在保育士に保育所求人情報を提供・斡旋する保育士人材バンクを活用したほか、保育所就職相談会を開催し、保育士等の就職支援を行った。
- ・ 低年齢（3歳未満）の保育所入所児童の受入れ体制を整備し、待機児童の解消を図った 2 市に対して補助を行った。
- ・ 私立保育所の施設整備等を補助する 5 市町 5 か所に対して補助を行った。

③ 保護者の健康確保

- ・ 生活保護法に基づき、生活保護受給者に対し、医療機関における診察、薬剤または治療材料などの医療扶助を実施した。

④ 母子生活支援施設等の活用

- ・ 離婚などにより生活や子どもの養育が困難となった母子家庭の母が、子どもと一緒に利用できる母子生活支援施設において、家庭生活、児童の養育などに関する問題を解決し、自立が図れるよう支援した。

課題と今後の展開

① 保護者の自立支援

- ・ 妊娠や出産、子育てに関する様々な悩みや不安を軽減する必要があることから、専用の相談窓口

である「妊娠・出産サポート」や各機関窓口において相談を実施し、不安の軽減に努める。

- 教育センターにおいては、さらに相談窓口の周知を図るとともに、相談員のスキル向上に努め、保護者等からの相談に応じる。
- 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者からの相談に応じ、情報提供や助言などを行うとともに、必要に応じ、個別の支援プランを作成し、これに基づき住居確保給付金の交付や家計の相談支援、就労の準備支援などの包括的・継続的支援を実施する。
- 生活保護法に基づき、生活保護受給者に対し、その困窮の程度に応じ、必要な生活保護を行い、その自立に向けた援助を行う。
- ひとり親家庭の親の職業的自立を支援するため、母子家庭等就業・自立支援センターと県の母子・父子自立支援員が、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、関係機関とともに就業に至るまでの支援を行うとともに、就職後においても自立のための支援を行う。
- ひとり親家庭の親の自立を促進するため、母子・父子自立支援員が相談に応じるとともに、その解決に必要な適切な助言及び情報提供を行う。
- 勤労者の生活の安定と福祉の向上を目指し、育児休業中の生活資金などの融資を低利率で行う。
- マザーズコーナー利用者のニーズが乏しく、市町窓口との連携が深まらず、相談件数の実績が上がらなかったため、今後は子育て中の女性等の就職準備サポートを実施する。

② 保育等の確保

- 市町計画などに基づき新たな保育所や幼保連携型認定こども園の設置認可を行うなど、関係機関と連携しながら地域における教育・保育の提供体制の確保を支援する。
- 地域の保育ニーズに応じた保育所の入所定員の見直しや計画的な施設整備を促進するなど保育の拡充に努めるとともに、低年齢の保育所入所待機児童の受入れ体制を整備するため、保育所入所待機児童に対応する保育士などを配置する市町を支援する。
- 保育所、幼稚園、認定こども園などを利用する子どもの良質な環境と安全・安心を確保するため、施設の改修・増改築など、施設整備を促進する。
- 休日保育や病児・病後児保育などの事業を促進するとともに、一時預かり事業を促進する。また、ひとり親家庭の親が就業や求職活動、職業訓練を十分にを行うことができるよう、特定教育・保育施設や放課後児童クラブへの優先入所を促進する。
- 昼間、労働などにより保護者が家庭にいない小学生の健全育成を図る必要があることから、身近な施設を積極的に活用し、放課後児童クラブの事業実施を促進するとともに、放課後児童クラブを実施するための施設の整備を促進する。
- 保護者の疾病などにより、児童養護施設などで児童を一時的に預かる短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）や夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）を実施する。
- 潜在保育士の再就職などを支援する保育士人材バンクなどを活用して、復職を支援し、人材確保を促進するとともに、関係機関と連携しながら、保育学生や潜在保育士などの人材確保に努める。
- 経済的理由により修学することが困難な保育学生に対し、修学資金貸付制度により修学を支援し、

人材確保を促進する。

- ・ 地域子育て支援拠点事業などを実施することにより、地域の実情に応じた多様かつ総合的な子育て支援を行う。

③ 保護者の健康確保

- ・ 生活保護法に基づき、生活保護受給者に対し、医療機関における診察、薬剤または治療材料などの医療扶助を実施する。

④ 母子生活支援施設等の活用

- ・ 離婚などにより生活や子どもの養育が困難となった母子家庭の母が、子どもと一緒に利用できる母子生活支援施設において、家庭生活、児童の養育などに関する問題を解決し、自立が図れるよう支援する。

(2) 子どもの生活支援

(単位：千円)

主な事業名	H27 決算額	H28 当初予算額	担当課
巣立ちサポート事業	1,000	1,000	子育て支援課
① 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	—	16,672	子育て支援課
放課後子供教室推進事業【再掲】	17,993	29,574	生涯学習・文化財課
放課後児童健全育成事業	252,205	617,771	子育て支援課
保育士人材バンク事業【再掲】	3,600	3,600	子育て支援課
保育所緊急整備事業【再掲】	213,823	218,093	子育て支援課

主な事業の実施状況

① 児童養護施設等の退所児童等の支援

- ・ 児童福祉施設等を退所する児童等が就職し自立するため、普通自動車免許を取得する際の費用を補助する巣立ちサポート事業で、5人に補助を行った。

② 食育の推進に関する支援

- ・ 「第3次かがわ食育アクションプラン」を策定し、各保育所等において作成した「食育の計画」に基づき子どもの発育及び発達の過程に応じて、計画的に食育を実施し、評価・改善が行われるよう、施設の監査や研修会等を通じて指導・助言を行った。【再掲】

③ ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援

- ・ 放課後子供教室を6市8町87教室で実施した。【再掲】
- ・ 放課後児童クラブを8市6町230箇所で開催した。
- ・ 就労意欲がある潜在保育士に保育所求人情報を提供・斡旋する保育士人材バンクを活用したほか、保育所就職相談会を開催し、保育士等の就職支援を行った。【再掲】
- ・ 低年齢（3歳未満）の保育所入所児童の受入れ体制を整備し、待機児童の解消を図った2市町に対して補助を行った。【再掲】
- ・ 私立保育所の施設整備等を補助する5市町5か所に対して補助を行った。【再掲】

課題と今後の展開

① 児童養護施設等の退所児童等の支援

- ・ 児童養護施設等を退所した児童が、地域で安心・安定した生活が継続できることを目的として、就労や就学をはじめ生活全般にわたる相談・支援を行うとともに、仲間づくりの機会を提供する等の支援を実施する。
- ・ 義務教育終了後、児童養護施設などを退所し、就職する児童などの社会的自立を促進するため、自立援助ホームの設置を促進するとともに、自立支援資金（生活支援費、家賃支援費）の貸付を行う。

新 児童養護施設等を退所後、就職した者又は大学等に進学した者に対して、円滑な自立を支援するための資金の貸付を行う。

② 食育の推進に関する支援

- ・ 保育所等の設置者において栄養バランスのとれた給食を提供するだけでなく、子どもの発達段階や多様な暮らしに対応した食育を推進し、自己の健康管理能力を育てる。【再掲】

③ ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援

- ・ 放課後などの安全・安心な子どもの居場所づくりとしては、おおむね順調に実施できたが、国が策定した「放課後子ども総合プラン」において、放課後子供教室と放課後児童クラブの計画的な整備推進等の方針が示されていることから、放課後子供教室の実施の拡大や放課後児童クラブとの連携を図っていく。【再掲】
- ・ 地域の保育ニーズに応じた保育所の入所定員の見直しや計画的な施設整備を促進するなど保育の拡充に努めるとともに、低年齢の保育所入所待機児童の受入れ体制を整備するため、保育所入所待機児童に対応する保育士などを配置する市町を支援する。【再掲】
- ・ 潜在保育士の再就職などを支援する保育士人材バンクなどを活用して、復職を支援し、人材確保を促進するとともに、と連携しながら、保育学生や潜在保育士などの人材確保に努める。【再掲】

(3) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

(単位：千円)

主な事業名	H27 決算額	H28 当初予算額	担当課
「みんなで子どもを育てる県民運動」活性化推進事業	3,897	3,500	男女参画・県民活動課
生活困窮者自立相談支援事業【再掲】	36,576	37,500	健康福祉総務課

主な事業の実施状況

① 関係機関の連携

- ・ 県民運動推進大会や青少年育成支援ネットワークフォーラム、青少年育成支援リーダー研修講座を6回開催することで、地域ぐるみで青少年の健全育成を図る機運を高めるとともに、育成支援者の資質の向上を図った。
- ・ 教育センターにおいては、市町教育委員会との連絡協議会を開催するとともに、他機関が主催する連絡会に出席し、関係機関が連携して教育相談活動に取り組めるよう努めた。
- ・ 生活の安定のための住居関係施策を行う機関との連携、自立にとって重要な役割を果たす就労という観点でのハローワークとの連携など必要な関係機関との連携を図り、生活困窮者への相談・支援を実施した。

課題と今後の展開

① 関係機関の連携

- ・ 地域の青少年の健全育成支援者が、高齢化しており、子育て現役世代の年齢層の参画が低いことや、育成支援者が固定化していることが問題であり、いかに多くの人に関わるかが今後の課題である。地域で子どもを育てる意識をより高めるため、HP等の媒体を活用した広報や講演会などを通して、啓発を行う。
- ・ 教育センターにおいては、子どもを取り巻く環境に配慮し、関係機関との連携を密にして、教育相談活動の充実を図る。
- ・ 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者からの相談に応じ、情報提供や助言等を行うとともに、必要に応じ、個別の支援プランを作成し、包括的・継続的支援を継続的に推進する。また支援に当たり、住居、就労、介護、教育等に関する課題について、必要な関係機関との連携に努める。

(4) 子どもの就労支援

(単位：千円)

主な事業名	H27 決算額	H28 当初予算額	担当課
生活困窮者就労準備支援事業	3,297	3,325	健康福祉総務課
生活困窮者自立相談支援事業【再掲】	36,576	37,500	健康福祉総務課

主な事業名	H27 決算額	H28 当初予算額	担当課
生活保護費生業扶助【再掲】	56,092	63,805	健康福祉総務課
住宅確保・就労支援業務	7,607	7,607	健康福祉総務課
母子自立支援センター事業	928	824	子育て支援課
若者の自立のための就労応援事業	8,436	11,079	労働政策課
生活・就労総合相談支援事業【再掲】	13,257	13,257	労働政策課

主な事業の実施状況

① ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援

- 生活困窮者からの各種相談に応じ、情報提供や助言を行うとともに、就労準備としての日常生活自立に関する支援やコミュニケーション能力形成等への支援などを実施した。
- 生活保護法に基づき、意欲的に就労活動に取り組む生活保護受給者に対する就労活動促進費などの支給や就労に向けた情報提供・助言を実施した。
- 生活保護法に基づく被保護者等を対象とした住宅確保・就労支援業務を行い、県の3事務所が選定した被保護者等108人が参加し、36人が就労に結びついた。
- 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて就業支援セミナーを開催し、就業支援講習会（介護職員初任者研修講習会、パソコン講習会）を実施するとともに、就業情報の提供を行った。

② 親の支援のない子ども等への就労支援

- 「地域若者サポートステーション」と連携し、ニート、フリーターなどの若年者が自立し就労することができるよう各種セミナーやジョブトレーニング等を実施したことで、118人の進路が決定した。
- 仕事を探すことに手一杯で、生活面での各種支援制度を知らない相談者への適切な相談窓口の案内を行った。

③ 定時制高校に通学する子どもの就労支援

- 定時制高校にジョブ・サポート・ティーチャーを配置して、企業訪問による求人開拓、生徒に対する就職相談等の就職支援を行った。

④ 高校中退者等への就労支援

- 「地域若者サポートステーション」と連携し、ニート、フリーターなどの若年者が自立し就労することができるよう各種セミナーやジョブトレーニング等を実施した。【再掲】

課題と今後の展開

① ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援

- 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者からの相談に応じ、情報提供や助言などを行うとともに、必要に応じ、個別の支援プランを作成し、これに基づき、就労の実現に向けた支援などの包括的・継続的支援を実施する。
- 生活保護法に基づき、意欲的に就労活動に取り組む生活保護受給者に対する就労活動促進費などの生活扶助などの支給や就労に向けた課題を抱える生活保護受給者に対する就労に関する情報提供・助言を実施する。
- 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の子どもに対する就業相談、就業講習会の開催、就業情報の提供などを行う。

② 親の支援のない子ども等への就労支援

- 依然として県内のニートやフリーター数は高どまりしているので、地域若者サポートステーション事業の一層の周知に努めるとともに、きめ細やかな支援を行う。
- 生活・就労相談には、香川労働局、公共職業安定所の外、県や市町等の福祉関係機関、能力開発関係機関との連携・協議を図り、活用可能な支援施策に関する情報を集約し、一元的に提供、対応を図る。

③ 定時制高校に通学する子どもの就労支援

- 定時制高校にジョブ・サポート・ティーチャーを配置して、企業訪問による求人開拓、生徒に対する就職相談等の就職支援を行う。

④ 高校中退者等への就労支援

- 地域若者サポートステーション事業の一層の周知に努めるとともに、きめ細やかな支援を行う。
【再掲】

(5) 支援する人員の確保等

(単位：千円)

主な事業名	H27 決算額	H28 当初予算額	担当課
子ども女性相談センターの体制強化	9,010	9,817	子育て支援課
里親支援推進事業	604	722	子育て支援課
児童虐待防止相談機能強化事業	1,624	2,078	子育て支援課
こころのしごと事業	869	1,012	子育て支援課
民生委員・児童委員研修等事業	2,215	2,416	健康福祉総務課

主な事業の実施状況

① 社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化

- ・ 対応困難な事案への的確・迅速な対応のため、子ども女性相談センター及び西部子ども相談センターに警察官 OB を 1 人ずつ計 2 人配置した。
- ・ 一時保護時の学習支援や児童虐待・非行等に関する学校との連携強化を図るため一時保護所に教員 OB を 1 人配置した。
- ・ 法的に高度な判断を要する事案への対応のため、非常勤嘱託弁護士を 1 人配置した。
- ・ 里親委託推進のため、法定の養育里親研修等を実施するとともに、相談や里親サロンの充実に努めた。

② 相談職員の資質向上

- ・ 民生委員・児童委員が、生活困窮者を含め地域住民に対する相談援助を始めとした活動を行う上で必要不可欠な知識及び技術を習得させるため、「単位民児協会長研修会」、「主任児童委員研修会」、「ブロック別民生委員児童委員研修会」等を実施した。
- ・ 生活保護制度の適切な運用が図られるよう、県・市の担当職員の資質向上を図るための研修を行った。
- ・ 児童や家庭への適切な対応を行うため、事例検討を行って問題解決を図るとともに、専門相談を実施した。また、児童虐待防止対策関係者の資質向上のための研修会等を開催し、相談機能の強化に努めた。
- ・ 児童の心の問題に早期に対応するために、研修会等の実施を通して児童相談所と学校や医療現場等の心理職が連携し、スキルアップに努めた。

課題と今後の展開

① 社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化

- ・ 里親委託を推進するため、里親制度の普及啓発により新規里親の開拓を行うとともに、里親に対する研修会や相談支援の実施、里親相互の連絡や情報交換の場の提供、里親の休息のために一時的に委託児童を児童養護施設、乳児院で預かるレスパイト・ケアの実施など、里親に対する支援の充実に努める。
- ・ 児童相談所は、体制を一層強化し、法的・医学的・教育的な専門性を要する対応の確保を図る。
- ・ 児童養護施設などにおけるケアの充実に努めるため、家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員等の配置を推進する。

② 相談職員の資質向上

- ・ 地域コミュニティの希薄化及び高齢化等により、民生委員・児童委員のなり手不足が深刻化しており、住民の福祉ニーズが多様化する中での活動のサポートや人材育成等の対策に取り組んでいく。
- ・ 生活保護制度の適切な運用が図られるよう、県・市の担当職員の資質向上を図るための研修を行

う。

- ・ 困難な事案等への適切な対応のため、研修会や事例検討を通して、関係職員の資質向上を図る取り組みを行う。

(6) その他の生活支援

(単位：千円)

主な事業名	H27 決算額	H28 当初予算額	担当課
妊娠・出産サポート事業【再掲】	4,200	4,200	子育て支援課
生活困窮者住居確保給付金交付事業	174	1,000	健康福祉総務課
生活保護費住宅扶助	2,179,421	2,165,164	健康福祉総務課

主な事業の実施状況

① 妊娠期からの切れ目のない支援等

- ・ 妊娠や出産、子育てに関する様々な悩みや不安について気軽に相談できる「妊娠・出産サポート」を実施し、助産師等による夜間・休日の電話やメール、来所相談（相談件数 978 件）を行った。
【再掲】

② 住宅支援

- ・ 生活保護法に基づき、生活保護受給者に対する住宅扶助を実施するとともに、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者のうち、離職などにより住居を喪失するおそれがある等の支給要件に合致する者に対する住居確保給付金の支給を実施した。

課題と今後の展開

① 妊娠期からの切れ目のない支援等

- ・ 妊娠や出産、子育てに関する様々な悩みや不安を軽減する必要があることから、専用の相談窓口である「妊娠・出産サポート」や各機関窓口において相談を実施し、不安の軽減に努める。【再掲】

② 住宅支援

- ・ 生活保護法に基づき、生活保護受給者に対する住まいの確保、補修その他住宅維持のために必要な経費などの住宅扶助を実施するとともに、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者のうち離職などにより住居を喪失またはそのおそれのある者であって、所得などが一定水準以下のものに対する住居確保給付金の支給を実施する。

Ⅲ 保護者に対する就労の支援

(単位：千円)

主な事業名	H27 決算額	H28 当初予算額	担当課
生活困窮者就労準備支援事業【再掲】	3,297	3,325	健康福祉総務課
生活困窮者自立相談支援事業【再掲】	36,576	37,500	健康福祉総務課
生活困窮者住居確保給付金交付事業【再掲】	174	1,000	健康福祉総務課
生活保護費生業扶助【再掲】	56,092	63,805	健康福祉総務課
住宅確保・就労支援業務【再掲】	7,607	7,607	健康福祉総務課
母子家庭等自立支援給付金事業【再掲】	15,080	17,273	子育て支援課
①ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 貸付事業	—	10,700	子育て支援課
母子自立支援センター事業【再掲】	928	824	子育て支援課
働きやすい環境づくり促進事業	997	10,583	労働政策課
緊急再就職促進訓練事業	114,890	172,787	労働政策課
生活・就労総合相談支援事業	13,257	13,257	労働政策課

主な事業の実施状況

① 親の就労支援

- 生活困窮者からの各種相談に応じ、情報提供や助言、就職までのつなぎとなる住居確保給付金の支給や、就労準備としての日常生活自立に関する支援やコミュニケーション能力形成等への支援などを実施した。
- 生活保護受給者等就労自立促進事業協議会において、就労支援目標を定め、就労に向けたきめ細かな支援を実施した結果、支援対象者 750 人のうち 437 人が就職した。
- 生活保護法に基づき、意欲的に就労活動に取り組む生活保護受給者に対する就労活動促進費などの支給や就労に向けた情報提供・助言を実施した。【再掲】
- 生活保護法に基づく被保護者等を対象とした住宅確保・就労支援業務を行い、県の3事務所が選定した被保護者等 108 人が参加し、36 人が就労に結びついた。【再掲】
- 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて就業支援セミナーを開催し、就業支援講習会（介護職員初任者研修講習会、パソコン講習会）を実施するとともに、就業情報提供を行った。【再掲】
- 仕事と生活の調和を図りながら働くことができる職場環境づくりを推進し、保護者が子どもと過ごす時間を十分に確保できるよう、ワーク・ライフ・バランス推進等アドバイザーを県内の中小企

業に派遣し、一般事業主行動計画の策定や子育て行動計画策定企業認証マーク取得の働きかけ等を行った。

- 民間教育訓練機関を活用した委託職業訓練を実施し、その中で母子家庭の母等の未就職者向けの特別定員枠（福祉サービス科、OA医療事務科、OA経理事務科で計20人）を設けて職業訓練を実施し、13人が修了しその内10人が就職した。
- 仕事を探すことに手一杯で、生活面での各種支援制度を知らない相談者への適切な相談窓口の案内をするとともに、再就職支援講座を8回（受講者18人）、キャリアカウンセリングを51回（利用者134人）実施した。

② 親の学び直しの支援

- 生活保護法に基づき、生活保護受給者に対して、高等学校等の入学料、入学考査料などの生業扶助を実施した。
- ひとり親家庭の親の自立を促進するため、看護師などの資格を取得するために養成機関で修学するひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進給付金9,110千円の支給を行った。【再掲】

課題と今後の展開

① 親の就労支援

- 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者からの相談に応じ、情報提供や助言などを行うとともに、必要に応じ、個別の支援プランを作成し、これに基づき、就労の準備支援などの包括的・継続的支援を推進する。
- 経済的自立のために有効な就労に就いて、県と国による就労支援チームによるきめ細かな支援を継続して実施する。
- 生活保護法に基づき、意欲的に就労活動に取り組む生活保護受給者に対する就労活動促進費などの生活扶助などの支給や就労に向けた課題を抱える生活保護受給者に対する就労に関する情報提供・助言を実施する。
- ひとり親家庭の親の職業的自立を支援するため、母子家庭等就業・自立支援センターと県の母子・父子自立支援員が、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、関係機関とともに、就業に至るまでの支援を行うとともに、就職後においても自立のための支援を行う。【再掲】
- 母子家庭等就業・自立支援センターを活用し、就業相談や講習会の実施等、就業支援サービスの提供に努めるとともに、より多くのひとり親家庭の親に事業を利用していただけるよう、ハローワークと連携しながら利用促進に努める。
- 働き方改革や女性の就業生活における活躍など、より多くの視点から、企業の「働きやすい環境づくり」をサポートするため、「女性活躍・両立支援推進アドバイザー」を派遣するほか、保護者が健康で仕事と生活の調和を図り、子育ての時間を十分確保することができるよう、香川労働局など関係機関と連携して、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進など、従来の働き方を見直す「働き方改革」を促進する。

- 母子家庭の母等一人親の未就職者は就労経験がない若しくは乏しいことが多く、就労のためには職業訓練による教育が必要であるが、経済的な理由から訓練受講が困難な場合が多いので、訓練手当等を支給する必要がある。
- 子育てしながら働くことを希望する女性などマザーズコーナー利用者に対して、保育所情報の提供に係る相談を開始したが、マザーズコーナー利用者の保育所情報に関するニーズが乏しく、市町窓口との連携が深まらないため、相談件数の実績が上がらなかった。今後は業務を拡充し、子育て中の女性等の就職準備サポート（就職活動に係る相談、保育所情報の提供、セミナーの開催等）を実施する。

② 親の学び直しの支援

- 生活保護法に基づき、生活保護受給者に対して、高等学校等の入学料、入学考査料などの生業扶助を実施する。
 - ひとり親家庭の親の自立支援を図るため、自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金等事業を通じて、親の学び直しの視点も含めた就業支援を推進する。
- 新** 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学するひとり親家庭の親に対し、就学を容易にし、資格取得・自立の促進を図るため、さらに入学・就職準備金の貸付を行う。

IV 経済的支援

(単位：千円)

主な事業名	H27 決算額	H28 当初予算額	担当課
児童扶養手当支給事業	620,165	670,385	子育て支援課
児童手当給付事業	2,427,613	2,396,175	子育て支援課
生活福祉資金貸付事業【再掲】	9,094	8,983	健康福祉総務課
母子父子寡婦資金貸付事業【再掲】	49,484	63,798	子育て支援課
乳幼児医療費助成	886,547	868,026	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費助成	411,654	423,317	子育て支援課

主な事業の実施状況

① 児童扶養手当をはじめとした子育て世帯への経済的支援

- ・ ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当の給付を行った。
- ・ 市町が行う児童手当の給付に要する経費の一部を負担した。
- ・ 実施主体の香川県社会福祉協議会による生活福祉資金貸付制度の運用を支援するとともに、その制度の周知を図った。【再掲】

② ひとり親家庭の支援施策についての調査等の検討

- ・ ひとり親家庭支援施策のための基礎資料を得ることを目的として、県内のひとり親家庭の生活実態調査を平成26年度に実施した。

③ 母子福祉資金貸付金等によるひとり親家庭への経済的支援

- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金制度により、無利子で修学資金等各種生活資金49,484千円の貸付を行った。【再掲】

④ 養育費の確保に関する支援

- ・ ひとり親家庭のしおりを配布し、養育費確保のための情報提供を行った。また、母子・父子自立支援員が養育費などに関する研修に参加した。
- ・ 母子家庭等就業・自立支援センター事業の一環として、養育費の取決めやその履行確保など法律に関する諸問題について、弁護士などによる特別相談を推進した。

⑤ 医療費の助成など

- ・ 就学前の乳幼児医療費について、助成を行う市町に対し、補助を行った。
- ・ ひとり親家庭などについて医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭などの健康の保持・増進および生活の安定を図った。
- ・ 小児慢性特定疾病に罹患している児童等の保護者に対し、医療費の自己負担分の一部を助成した。

課題と今後の展開

① 児童扶養手当をはじめとした子育て世帯への経済的支援

- ・ 児童手当や児童扶養手当等に関して制度の周知を図るとともに、給付により子育て世帯への経済的な支援を行う。
- ・ 生活福祉資金貸付制度の貸付希望者が、その制度についての情報を得られるよう、広く県民に分かりやすく制度の紹介をする必要があるため、生活福祉資金貸付制度の運用を支援するとともに、その制度の周知に努める。

② ひとり親家庭の支援施策についての調査等の検討

- ・ 県内のひとり親家庭の生活実態調査を5年ごと（次回は平成31年度）に実施する。

③ 母子福祉資金貸付金等によるひとり親家庭への経済的支援

- ・ ひとり親家庭の親の自立や児童の健やかな育成を支援するため、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度に関する情報提供を行うとともに、貸付を実施する。【再掲】

④ 養育費の確保に関する支援

- ・ 養育費の履行を促進する社会的機運を高めるため、関係機関と連携して、養育費の支払いに関する広報・啓発活動を推進する。また、母子・父子自立支援員に対し、養育費の取得手続きなどに関する研修を行う。
- ・ 父親または母親からの養育費の取得に係る裁判に要する費用について、母子福祉資金貸付金または父子福祉資金貸付金の生活資金の貸付を行う。

⑤ 医療費の助成など

- ・ ひとり親家庭などについて医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭などの健康の保持・増進および生活の安定を図る。
- ・ 就学前の乳幼児医療費や未熟児養育医療給付事業について、助成を行う市町に対し、補助を行う。
- ・ 小児慢性特定疾病に罹患している児童などの保護者に対し、医療費の自己負担分の一部を助成する。

V 支援体制の整備

(単位：千円)

主な事業名	H27 決算額	H28 当初予算額	担当課
⑨ 地域子どもの未来応援事業	—	4,000	子育て支援課

課題と今後の展開

- ⑨ 「香川県子どもの貧困対策推進計画」を推進するにあたり、より効果的な支援のあり方について検討するため、県内の子どもの生活状況、貧困実態を把握するとともに、支援ニーズの調査・分析を行い、支援体制の整備計画を策定する。